

京都技術士会情報管理ツール運用規則

京都技術士会(以下、当会と言う)は、会内外における情報交流の効率化と円滑化を目的として、インターネットメール(以下、メールと言う) およびインターネットホームページ URL (以下、ホームページと言う)を保有し、以下のように運用する

I] メール

1. メールアドレスの設置 当会のメールアドレスは当会事務所内に設定する。
2. 情報管理者の設置 当幹事会は当会会員の中から、情報管理者を任命する。
3. ID,パスワードの管理 メールに付随した ID、パスワード等の管理は情報管理者が行う。
4. メールの転送 当会が受領したメールは、会長、副会長及び情報管理者に自動転送する
5. 情報の共有化 当会宛のメールを受領した場合、情報管理者は利害関係のある会員に速やかに内容を伝えなければならない。
6. 個人情報の保護 情報管理者は当会会員の個人情報保護に留意しなければならない。
不特定多数の会員に係わるメールの場合は、BCC 送信またはメーリングリストを利用する。
7. 禁止事項 当会のメールアドレスからのメール発信に関して、以下の事項を禁止する。
ただし、会長の了解がある場合はその限りでない。
 - 1) 会長、及び情報管理者以外の者の使用
 - 2) 会に関わる目的以外での使用
 - 3) 会、会員及び会の関係者の名誉棄損、社会的信用失墜などに該当する使用。

II] ホームページ

1. ホームページの原稿 当会のホームページ原稿は(電子ファイル)は、情報管理者が保管する。
ただし、会長の了解がある場合は、その限りではない。
2. ID,パスワードの管理 ホームページに付随した ID、パスワード等の管理は、情報管理者が行う。
3. 著作権 ホームページに関わる著作権は、原則として、当会に帰属する。ただし、会員等から、自らの著作権保持を明示して提供されたコンテンツについては、この限りではない。
4. 文責 ホームページの内容に関する責任は、情報管理者が負う。
5. 内容 ホームページの内容は、倫理、著作権、個人情報保護等の公益、法規ならびに当会全体の利益に叶うものでなければならない。
6. 更新 ホームページは、情報管理者が 1 回/月以上、更新する。
7. 報告 情報管理者は、ホームページの運用状況を、適宜、幹事会及び総会に報告しなければならない。

III] 制定、改廃 本細則は、幹事会の議決をもって、制定、改廃する。

(附則)

制定 平成 17 年 9 月 17 日

改訂 平成 27 年 5 月 23 日